

○厚生労働省令第百二十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び関係法令の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: right;">目次</p> <p style="text-align: right;">第一編 (略)</p> <p style="text-align: right;">第一章～第九章 (略)</p> <p style="text-align: right;">第十章 雑則(第九十九条―<u>第百条の二</u>)</p> <p style="text-align: right;">第二編～第四編 (略)</p> <p style="text-align: right;">附則</p> <p style="text-align: right;">(様式の任意性)</p> <p style="text-align: right;">第百条 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による申請書の提出等)</p> <p><u>第百条の二</u> 法及びこれに基づく命令の規定により、厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長に対して行われる申請書、報告書等の提出及び届出(以下この条において「申請書の提出等」という。)については、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下この条において「社会保険労務士等」という。)が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二條第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出等を当該申請書の提出等を行う者とする者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該申請書の提出等を代行する契約を締結していることにつき証明することとができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第四條第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該申請書の提出等と併せて送信することに代</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: right;">目次</p> <p style="text-align: right;">第一編 (略)</p> <p style="text-align: right;">第一章～第九章 (略)</p> <p style="text-align: right;">第十章 雑則(第九十九条・<u>第百条</u>)</p> <p style="text-align: right;">第二編～第四編 (略)</p> <p style="text-align: right;">附則</p> <p style="text-align: right;">(様式の任意性)</p> <p style="text-align: right;">第百条 (略)</p> <p>(新設)</p>

えることができる。

(じん肺法施行規則の一部改正)

第二条 じん肺法施行規則(昭和三十五年労働省令第六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>目次 第一章～第三章 (略) 第四章 雑則(第三十四条―第三十八条) 附則 (報告) 第三十七条 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による申請書の提出等) 第三十八条 法及びこれに基づく命令の規定により、都道府県労働局長に対して行われる申請書、報告書等の提出(以下この条において「申請書の提出等」という。)について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下この条において「社会保険労務士等」という。)が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出等を当該申請書の提出等を行おうとする者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該申請書の提出等を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第四条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該申請書の提出等と併せて送信することに代えることができる。</p>
改正前	<p>目次 第一章～第三章 (略) 第四章 雑則(第三十四条―第三十七条) 附則 (報告) 第三十七条 (略)</p> <p>(新設)</p>

(労働災害防止団体法施行規則の一部改正)

第三条 労働災害防止団体法施行規則(昭和三十九年労働省令第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p style="text-align: center;">(証票)</p> <p style="text-align: center;">第十二条 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による申請書の提出等)</p> <p><b>第十三条</b> 法及びこれに基づく命令の規定により、厚生労働大臣に対して行われる申請書、報告書等の提出及び届出(以下この条において「申請書の提出等」という。)について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下この条において「社会保険労務士等」という。)が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出等を当該申請書の提出等を行うとする者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該申請書の提出等を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第四条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該申請書の提出等と併せて送信することに代えることができる。</p>
改正前	<p style="text-align: center;">(証票)</p> <p style="text-align: center;">第十二条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

(炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第四条 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則(昭和四十二年労働省令第二十八号

)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	<p>(報告) 第十二条 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による報告書の提出)</p> <p><b>第十三条</b> 法及びこれに基づく命令の規定により、労働基準監督署長に對して行われる報告書の提出について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下この条において「社会保険労務士等」という。)が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該報告書の提出を当該報告書の提出を行おうとする者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該報告書の提出を代行する契約を締結していることにつき証明することができ、電磁的記録を当該報告書の提出と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第四条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該報告書の提出と併せて送信することに代えることができる。</p>
改正前	<p>(報告) 第十二条 (略)</p> <p>(新設)</p>

(作業環境測定法施行規則の一部改正)

第五条 作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 雑則(第六十六条―第七十五条)</p> <p>附則</p> <p>(特定科目)</p> <p>第七十四条 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による申請書の提出等)</p> <p>第七十五条 法及びこれに基づく命令の規定により、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対して行われる申請書、報告書等の提出及び届出(以下この条において「申請書の提出等」という。)について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下この条において「社会保険労務士等」という。)が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出等を当該申請書の提出等を行う者とする者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該申請書の提出等を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信することをもって、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第四条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該申請書の提出等と併せて送信することに代えることができる。</p>
改正前	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 雑則(第六十六条―第七十四条)</p> <p>附則</p> <p>(特定科目)</p> <p>第七十四条 (略)</p> <p>(新設)</p>

附 則

この省令は、平成二十九年十二月一日から施行する。